



ウォーターサーバーレンタルサービス  
＜レンタル契約基本規定＞

**株式会社 アクアバンク**

大阪府中央区博労町1-8-15

TEL：06-6265-1034（代表）

お客様センター：0120-185-116

貸主

商号；株式会社アクアバンク

住所；大阪市中央区博労町 1-8-15

電話；0120-185-116

本規程は、アクアバンク ウォーターサーバー レンタル契約申込書にてアクアバンク ウォーターサーバー レンタル契約（以下「本契約」といいます。）の締結を申し込まれたお客様と株式会社アクアバンク（以下「アクアバンク」といいます。）との間において締結される本契約に適用されます。

**第1条 契約の目的**

アクアバンクは、お客様に対し、アクアバンク ウォーターサーバー（ウォーターサーバー本体1台、フロート1個・カートリッジ1個・ハイドロディスク2個・タンク受けリング1個・ピッチャー1個を収納するタンク本体1個のことをいいます。）を本規程の条件により賃貸し、お客様はこれを借り受けます。

**第2条 契約の成立**

- 1 本契約は、お客様がアクアバンク ウォーターサーバー レンタル契約申込書に必要事項を記入の上、これをアクアバンクに提出することにより申込みをし（アクアバンクの代理店を介して提出する場合を含みます）、アクアバンクがこれを承諾することにより成立します。
- 2 前項のお客様の申込みに基づいてアクアバンクがアクアバンク ウォーターサーバーの発送の準備をした場合は、アクアバンクが前項の承諾をしたものとみなします。
- 3 アクアバンクがウォーターサーバーの発送を行い、お客様に対して引渡しを完了した翌日からレンタル開始とみなします。

**第3条 お客様情報の届出・変更**

- 1 お客様は、アクアバンク ウォーターサーバー レンタル契約書にお客様の氏名、住所、生年月日、連絡先、アクアバンク ウォーターサーバーの設置場所等のアクアバンクが指定する事項を正確に記入し、アクアバンクに届け出ます。また、お客様は、アクアバンクが指定する資料（個人のお客様の場合には運転免許証又は健康保険証の写し、法人の場合には登記事項証明書の写し又は印鑑証明書の写し）を提出します。
- 2 お客様は、前項でアクアバンクに対して届出及び提出をした事項に変更が生じた場

合には、遅滞なくアクアバンクに対して、生じた変更の内容を再度届出及び提出します。

- 3 お客様が前項の届出及び提出を怠ったことに関連してお客様に生じた一切の不都合、不利益、又は損害についてアクアバンクは一切の責任を負わないものとします。

#### 第4条 通知及びサービスの提供場所

- 1 アクアバンクのお客様に対する本契約に関する通知は、すべて前条第1項及び同第2項によって届け出られたお客様の住所地に対する郵送又はメールアドレスに対する送信により行うものとします。これらの方法によりアクアバンクがした通知は、同通知の発信から起算して1週間後にお客様に到達したものとみなされるものとします。
- 2 アクアバンクウォーターサーバーのメンテナンス、修繕、配送、回収等の本契約に関してアクアバンクがお客様に対して提供するサービスは、すべて前条第1項及び同第2項によって届け出られたアクアバンクウォーターサーバーの設置場所において行われるものとします。ただし、日本国外及び日本国内であってもアクアバンクがサービス適用範囲外と別途指定する地域においては、当該サービスの全部又は一部が行えない場合があること、当該サービスの全部又は一部の実施について本規程の定めにかかわらず別途の手数料がかかる場合があることをお客様は了承するものとします。

#### 第5条 引渡

- 1 アクアバンクは、お客様に対し、アクアバンクウォーターサーバーを第3条第1項及び同第2項によって届け出られた設置場所において引き渡します。
- 2 お客様は、前項の引渡が円滑に行われるようアクアバンクに協力するものとします。
- 3 第1項に基づく引渡の費用は、原則として、アクアバンクの負担とします。ただし、引渡場所が以下の地域に該当する場合は、お客様は、アクアバンクに対し、引渡手数料としてアクアバンクウォーターサーバー1台当たり2,000円（消費税別）を引渡の際に現金で支払います。

北海道、沖縄県

- 4 アクアバンクがお客様に対して第1項の引渡の準備をしたことを通知した日から2週間を経過しても第1項の引渡が完了しなかった場合、アクアバンクは、お客様に対し、催告その他の手続を要することなく直ちに本契約を解除することができます。
- 5 前項の規定によって本契約が解除された場合、お客様は、アクアバンクに対し、違約金として10,000円支払います。ただし、アクアバンクに当該金額を超える損害が発生している場合、その超過額の損害賠償を請求することを妨げないものとします。

## 第6条 契約期間

- 1 アクアバンクが前条の規定に基づいてお客様に対してアクアバンクウォーターサーバーを引き渡した日の翌日を、レンタル開始日とします。
- 2 本契約の有効期間は、レンタル開始日から1年間とします。

## 第7条 レンタル料と支払い方法

- 1 本契約に基づくレンタル料は、レンタル開始日を起算点として1か月ごとに4,298円（消費税込み）とします。（税別3,980円+消費税（8%）318円）
- 2 支払方法
  - ① 月払い・・・お客様は、アクアバンクに対し、以下の方法及び期限により、前項の1か月ごとのレンタル料を支払います。ただし、アクアバンクがお客様に対して本規程と異なる支払方法および支払金額の指定を行った場合は、本条の規定にかかわらず、当該指定のとおり支払うこととします。

初月分及び2か月目分／第5条第1項の引渡時／現金払い

3か月目～12か月目分／各月が開始する日が属する月の前月の13日限り／口座引落又はクレジットカードのいずれかのうちお客様が選択した方法。ただし、支払期限までに口座引落又はクレジットカードによる支払を行うことができない場合は、振り込みその他アクアバンクが指定する方法。

クレジットカード払いを希望する場合、予めアクアバンク所定の申込フォームに従い申込むものとします。

- ② 年一括払い・・・前項の年間レンタル料およびアクアバンクが指定する支払金額に対しアクアバンクが指定する割引率に従って割引された金額を引渡時に一括でお支払する方法。支払手段は、現金又はクレジットカード払いとします（ただし、お客様が法人の場合は現金払いのみとします。また、第11条の規定による更新後の支払手段は、アクアバンクが送付するコンビニ支払用紙での支払のみとします。）。クレジットカード払いを希望する場合、予めアクアバンク所定の申込フォームに従い申込むものとします。
- 3 本契約が中途解約、解除等の理由の如何を問わず有効期間の途中で終了した場合、本契約の有効期間の最終日が属する月分のレンタル料については日割計算をせず、お客様はアクアバンクに対して3,980円（消費税別）の満額を支払うこととします。また、年一括支払い済みの場合はその限りではないものとし、残日数のレンタル料の返金を行わないものとする。
  - 4 口座振替又はクレジットカードによる決済ができず、コンビニエンスストアによる

振込用紙での支払の場合、発行ごとに手数料として300円（消費税別）をご負担頂きます。

## 第8条 お客様の遵守事項

- 1 お客様は、アクアバンクウォーターサーバーを使用するにあたり、以下の各事項を遵守するものとします。
  - ① お客様は、アクアバンクウォーターサーバーの所有権がアクアバンクに帰属することを認識の上で、取扱説明書において定められた使用方法に従ってアクアバンクウォーターサーバーを使用し、善良なる管理者の注意義務をもって管理します。
  - ② お客様は、アクアバンクウォーターサーバーを、お客様が個人の場合には家庭生活の目的にのみ使用し、お客様が法人の場合には事務所・店舗における飲用の目的にのみ使用するものとし、その他の目的に使用しません。
  - ③ お客様は、アクアバンクウォーターサーバーを無断譲渡したり、無断転貸したりしません。
  - ④ お客様は、アクアバンクウォーターサーバーを改造したり、原状変更したりしません。
  - ⑤ お客様は、アクアバンクウォーターサーバーについて、故障又は破損等により修繕が必要となった場合又は正常の作動をしていない疑いがある場合、アクアバンクに対し、遅滞なく連絡をします。
  - ⑥ お客様は、以下の使用上の注意を遵守します。
    - ・アクアバンクウォーターサーバー内の水は出来るだけ速やかに消費し、3日以上放置しないこと。
    - ・取扱説明書の記載方法に従って、定期的（夏は1週間に一度、冬は1ヶ月に二度程度を推奨）にサーバー内タンク及びフロート、上部タンクの洗浄、お手入れをおこなうこと。
    - ・取扱説明書を熟読の上で、取扱説明書に従った使用・取扱をすること
    - ・アクアバンクウォーターサーバーを室温30度以上の場所に長時間設置し使用しないこと。
    - ・アクアバンクウォーターサーバーを直射日光の当たる場所で使用しないこと（水が変質する可能性があります。長時間ご利用されず水が滞留したまま光にさらされますと、緑色に変色する場合がありますのでご注意ください。）
    - ・アクアバンクウォーターサーバーを長時間、蛍光灯や電照灯のある場所に放置しないこと。
    - ・アクアバンクウォーターサーバーに他社の水ボトルを接続しないこと。
    - ・その他、アクアバンクが指定した禁止行為をしないこと。
    - ・サーバー設置後、移動もしくはご自身でメンテナンスをされる場合において、

- お湯のコックから水が出るのを確認してから電源を入れること（空焚き防止のため）。
- ・温水タンクの構造は水圧によりお湯が出るようになっておりますので、冷水残量が少なくなった場合は、お湯は出にくくなります。
  - ・電源、温水スイッチを切らないで使用する事。
  - ・上部タンクをサーバー差し込み口に正常にセットすること（水漏れ防止のため）
  - ・上部タンクに注ぐ水は、常温水道水を使用し、これ以外の温水、雨水や汚水等を使用しないこと。
  - ・下部タンクに溜まる水量は最低水位を維持し、上部タンクの黒い帯部分を越える水量はいれないようにご利用下さい。注ぐ水量が多い場合、上部・下部タンクの間より水漏れの恐れがあります。
  - ・上部タンクに水を注ぐ際には専用の容器（ピッチャー）、ペットボトル等を使用し、ヤカン等の金属容器を使用しないこと。
  - ・洗剤や油分が付着した容器の水を使用しないこと（カートリッジの破損を避けるため）
  - ・長期間（3日間程度以上）使用されない場合には、上部タンク及びサーバー内の水を空にすること（電源を切り、上部タンクを空にし、コックから全ての水（お湯）を排出させた後、サーバー内に溜まっているお湯を後部ドレンから水抜きをして下さい。この際、熱いお湯が排水されるため、火傷に注意してください。）
  - ・カートリッジの洗浄のために、洗剤を使用しないこと。
  - ・上部タンクの設置はサーバーとの嵌め込みを確認すること（上部タンクは固定されておきませんので衝撃により転倒、落下する場合がありますので十分に注意してください）
  - ・上部タンクとサーバーとの間に隙間がないことを確認し、水平な場所に設置すること。

## 第9条 必要費及び有益費

お客様は、アクアバンクに対し、アクアバンクウォーターサーバーについての必要費及び有益費の償還を請求できないものとします。

## 第10条 修理・修繕

- 1 アクアバンクは、アクアバンクウォーターサーバーについて故障、破損又は瑕疵があると認められる場合、当該故障、破損又は瑕疵について修理、修繕、又は交換をします。ただし、当該故障、破損又は瑕疵の存在がお客様の責めに帰すべき事由に起因する場合、修理、修繕、又は交換に要する費用はお客様の負担とします。
- 2 アクアバンクがお客様に対して引き渡したアクアバンクウォーターサーバーの隠れた瑕疵によりお客様に生じた損害について、アクアバンクは、お客様に対し、前項の

修理、修繕又は交換のほかこれを賠償する義務を負いません。

## 第 11 条 契約更新及びメンテナンス

- 1 本契約の有効期間の満了の2か月前までにお客様がアクアバンクに対して本契約を更新しない旨の通知をされない限り、本契約は、さらに1年間自動延長されるものとし、以後も同様とします。また、年一括支払いのお客様においては、更新時に次年度の年一括レンタル料として3,980円(消費税別)の12ヶ月分から5%を割引した利用料45,372円(消費税別)を支払うものとし、
- 2 本契約が有効期間の満了により終了せず、さらに1年間延長される場合、アクアバンクは、お客様に対し、引渡済みのアクアバンクウォーターサーバーについて、以下の内容のメンテナンスを実施します。お客様は、当該メンテナンスの円滑な実施に協力するものとし、
  - ・サーバーの殺菌洗浄
  - ・タンクその他の部品の洗浄
  - ・カートリッジの交換
  - ・その他アクアバンクが指定する内容のメンテナンス

## 第 12 条 中途解約

- 1 お客様は、本契約の有効期間中であっても、2か月前までに事前の通知をすることにより、本契約を中途解約することができます。
- 2 お客様が前項の規定により有効期間の満了前に本契約を中途解約した場合、お客様は、アクアバンクに対し、中途解約違約金として他の金銭の支払とは別途15,000円を支払います。ただし、前条の規定に基づく更新後に中途解約により本契約が終了する場合、当該中途解約違約金の額は10,000円とします。また、年間レンタル料一括支払い済みのお客様に限り、違約金請求は行わず中途解約することができます。但し、残日数のレンタル料の返金は行わないものとする。

## 第 13 条 解除及び期限の利益の喪失

- 1 アクアバンクは、お客様が次の各号のいずれか一つに該当するときは、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができます。
  - お客様が本契約に基づくレンタル料の支払いを怠り7000円(消費税別)に達したとき
  - (2) お客様が第3条第1項又は第2項の規定に違反したとき
  - (3) お客様が第8条の規定に違反したとき
  - (4) 前3号を除きお客様が本契約の規定に違反したとき
  - (5) 支払停止があった時又は支払不能の状態になったとき

- (6) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立て、滞納処分若しくは保全差押を受けたとき、破産、民事再生、会社更生、特別清算の手續開始の申立てがあったとき、特定調停の申立てがあったとき、その他これらに類する法的手続の開始の申立てがあったとき。
- (7) 第3条第1項又は第2項の規定に基づくお客様の届出等の内容が虚偽であったとき。
- (8) アクアバンクの所有権、名誉権その他の権利又は利益を侵害し、又は、侵害するおそれのある行為をしたとき
- (9) お客様が以下の事項のうちの一つに該当するとき
  - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
  - ② 同法第2条2号に規定する暴力団と関係を有しその組織の威力を背景として同法第2条1号に規定する暴力的不法行為等を行う者又はその組織の維持及び運営に協力し若しくは関与する者
  - ③ 同法第2条1号に規定する暴力的不法行為等を行う者
  - ④ かつて前①ないし③のいずれかに該当し、それに該当しなくなってから5年を経過しない者
  - ⑤ 前①ないし④のいずれかに該当する者が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、方法の如何によらず支援・賛助を行い、または、その事業活動を支配する者
  - ⑥ 取締役、執行役、相談役若しくは顧問その他名称を問わずその事業に支配力を有する者又は監査役（以下「役員等」という。）に前記①ないし④のいずれかに該当する者が就任していること
  - ⑦ 前①ないし④のいずれかに該当する者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
  - ⑧ 以上のほか、反社会的活動を行っていること、反社会的勢力に該当すること、又は、反社会的勢力と密接な関連があること
- 2 前項の規定に基づいて本契約が解除された場合、お客様は、アクアバンクに対し、解除違約金として他の金銭の支払とは別途10,000円支払います。ただし、アクアバンクに当該金額を超える損害が発生している場合、その超過額の損害賠償を請求することを妨げないものとします。
- 3 第1項の規定に基づいて本契約が解除された場合、本契約に基づくすべてのお客様のアクアバンクに対する一切の債務について、通知催告を受けなくても当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務全額を支払います。



#### 第14条 契約終了後の返還

- 1 本契約が終了した場合、お客様は、アクアバンクに対し、直ちに、アクアバンクが指定する方法により、アクアバンクウォーターサーバーを返還しなければなりません。
- 2 前項に基づくアクアバンクウォーターサーバー返還の費用は、第11条第1項規定の本契約を更新しない旨の通知に基づいて本契約が有効期間の満了により終了した場合はアクアバンクの負担とし、それ以外の場合はお客様の負担とします。(途中解約)

返却先：〒551-0003

大阪府大阪市大正区千島3丁目22-17

アクアバンク流通センター 宛

- 3 お客様が第1項の規定に反してアクアバンクウォーターサーバーを返還しない場合、お客様は、アクアバンクに対し、契約終了日の翌日から起算して1か月あたり6000円規定損害金(1か月に満たない部分は日割計算とする)を他の金銭の支払とは別途支払います。

#### 第15条 損害賠償

- 1 お客様又はアクアバンクは、故意又は過失により、本契約に定める義務に違反した場合、これにより相手方に生じた損害を賠償します。ただし、アクアバンクが本契約に定める義務に違反したことによりお客様に生じた損害(アクアバンク、アクアバンクの代表者又はアクアバンクの使用する者の故意又は重大な過失によるものを除きます)についてのアクアバンクの賠償責任は、当該損害発生時点におけるお客様がアクアバンクに支払済みの一切の金銭の合計額を限度とします。
- 2 第8条の規定の一つにお客様が反したことに起因して生じたお客様の損害、第11条第2項所定の協力義務にお客様が反したことによるメンテナンスの不実施に起因して生じたお客様の損害、その他お客様が本契約の規定に違反したことに起因して生じたお客様の損害について、アクアバンクは、その損害を賠償する責任を負わないものとします。
- 3 お客様の故意又は過失によりアクアバンクウォーターサーバーが紛失若しくは滅失した場合、又はその全部又は一部が毀損して修理・修繕することが不能若しくは困難な場合、お客様は、アクアバンクに対して、商品代金として50,000円(消費税別)を支払います。お客様が取扱説明書の記載に反する使用方法を行った場合は、当該過失が存在したものとみなします。

#### 第16条 免責

天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線又は保管中の事故、取引先の債務不履行、その他ア

クアバンクの責めに帰すことができない事由による本契約に基づくクアバンクの債務の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能について、クアバンクは責任を負いません。

#### **第 17 条 遅延損害金**

お客様が本契約に基づくクアバンクに対する債務の支払を怠ったとき、お客様は、クアバンクに対して、支払済みに至るまで年 14.6 パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### **第 18 条 権利義務の譲渡等禁止**

お客様は、本契約上の地位又は本契約に基づき発生した債権若しくは債務を、クアバンクの書面による同意なく第三者に承継、譲渡その他一切の処分をしてはならないものとします。

#### **第 19 条 個人情報の取扱**

- 1 クアバンクは、第 3 条第 1 項及び第 2 項に基づいて取得した情報、その他本契約に関して知り得たお客様に関する情報（以下「本個人情報」といいます。）を、本契約及び法令に従って適正に管理します。
- 2 クアバンクは、本個人情報を本契約の履行のために使用する外、以下の各号に該当する目的のために用いることができ、お客様はこれに承認するものとします。
  - ① 本契約に基づく取引以外のクアバンクのサービス及び商品に関するマーケティング、販売促進、各種キャンペーン等の活動のため
- 3 クアバンクは、本個人情報を第三者に開示、利用、漏洩しません。ただし、クアバンクが本契約に関する業務の全部又は一部を第三者に委託して行わせる場合は、当該第三者に対して当該委託のために必要な限度において本個人情報の全部又は一部を開示し、利用させることができるものとし、お客様はこれに承認するものとします。
- 4 お客様からの本個人情報の開示、訂正、追加又は削除の御請求につきましては、以下を窓口とするものとします。

クアバンクお客様サービスセンター（TEL 0120-185-116）

#### **第 20 条 準拠法**

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

#### **第 21 条 管轄**

本契約に関する一切の紛争は、大阪地方裁判所を第 1 審の専属管轄裁判所とします。

## プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

株式会社アクアバンク（以下「当社」といいます）は、ウォーターサーバーレンタル事業・カスタマイズカートリッジの製造及び販売事業および水素水スティック「SUISOL」製造及び販売事業における個人情報保護の重要性を認識し、お客様の信頼に応えるために、次の事項を定め、役員及び従業員が一体となってこれを遵守し、もって個人情報の保護及び個人の権利利益の保護に万全をつくしてまいります。

1. 当社は、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。
2. 当社は、個人情報を適正に取得いたします。個人情報の利用目的を通知または公表し、その利用目的の範囲内において使用いたします。また、利用目的の範囲を超えた個人情報の取り扱いを行わないために必要な対策を講じます。
3. 当社では、すべての役員・従業員が個人情報保護の重要性を理解し、個人情報を適切に取扱うよう教育いたします。
4. 当社は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損等の防止及び是正のため、適切な安全管理措置を実施いたします。
5. 当社は、法令に定める場合又はお客様との間の契約関係に基づく場合を除き、ご本人の同意なしにご本人の個人情報を第三者に開示・提供いたしません。
6. 当社は、個人情報の取扱いを委託する場合には、個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。
7. 当社は、個人情報の開示・訂正等の手続を定めます。また、個人情報の取扱いに関するご意見・お問合せに対応いたします。
8. 当社は、個人情報保護マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的に改善いたします。

<<お問い合わせ>>

当社の個人情報の取扱いに関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

株式会社アクアバンク

〒541-0059 大阪府中央区博労町 1-8-15

TEL:06-6265-1034 FAX:06-6265-1035

Mail:info@aqua-bank.co.jp